

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 観光振興課

不利益処分の内容	栃木市観光情報物産館利用承認の取消し	
根拠法令等及び条項	栃木市観光情報物産館条例第11条	
処分基準	根拠条項	栃木市観光情報物産館条例第11条
	参考事項	栃木市観光情報物産館条例第8条
	設定等年月日	平成31年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市観光情報物産館条例抜粋 (利用承認の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は当該承認を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 利用承認の条件又は指示に違反したとき。 (3) 第8条各号のいずれかに該当したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。 	